

# 災害時要援護者用備蓄検討のポイント

## 現状

- 多くの市町村で、災害時要援護者向けの備蓄がない。  
(中越沖地震時、高齢者に必要なお粥、乳幼児に必要な離乳食、慢性疾患者に必要な特殊食品の備蓄がなかった)
- 災害時要援護者用備蓄を行っている市町村においても、
  - ・対象者の把握が不十分。
  - ・対象者別の必要品目の把握が行われていない。
  - ・配布体制の検討が不十分。  
(中越沖地震時、備蓄食料があるにも関わらず、食料が避難所に届けられなかった)

## 課題

- それぞれの災害時要援護者の特性に対応した備蓄の実施  
(例:高齢者にお粥、乳幼児に離乳食、慢性疾患者に特殊食品等々)
- 備蓄物資の管理・配送体制構築

### 1. 対象者の明確化

- そしやく困難な者など、避難生活を送る際に、市町村で備蓄している食品(アルファ米や乾パンなど)・物資では対応できず、避難生活に支障が生じる可能性のある対象者を特定し、分類する。

#### 【留意点】

- ・民生委員や保健師等による日頃の見守り活動により、きめ細かい対象者の把握を行うことが必要である。
- ・特に、食事制限者については、必要に応じて医師会、栄養士との連携を行う。

#### 【例】

- ・食事制限者
- ・乳幼児
- ・高齢者
- ・障がい者
- ・食物アレルギー患者
- ・…等

### 2. 必要な食料・物資及びその必要量の検討

- 乳幼児に対し、オムツ・粉ミルク・哺乳瓶・離乳食が必要であるなど、対象者に着目した必要食品・物資を検討し選定する。
- オムツ替え時に使用する「使い捨て手袋」など間接的に必要な物資を含め総合的に検討する。
- ミルクやお粥など、温食で提供する配慮が必要。
- 地域の実情に応じて備蓄量を検討する。

#### 【参考】被災市町村検討備蓄量 (中越大震災、中越沖地震の経験から)

- ・避難者数:対象者の15%程度
- ・食数:2~3日分程度

#### 【例】

- ・低タンパク質食品
- ・オムツ、粉ミルク、離乳食授乳室用間仕切り
- ・オムツ、お粥、形態調整食
- ・オムツ、車椅子用トイレ
- ・アレルギー除去食
- その他
  - ・使い捨て手袋
  - ・カセットコンロ
  - ・使い捨て容器、スプーン …等

#### 【留意点】

ミルクやお粥など温食を提供するため、自家発電機など避難所のハード面の整備の検討も重要である。

### 3. 備蓄適否の検討

- 保存期限が短い食品(低タンパク質米【保存期限約6ヵ月】や粉ミルク【同約1.5年】など)の入替サイクルや即時入手の可否などを考慮に入れ、備蓄方法を検討する(全量現物備蓄、一部現物備蓄、全量流通備蓄)
- 迅速かつ確実に食品・物資を入手するため、流通備蓄による調達を行う際は、市町村内などの取扱企業等との協定を進める。

#### 【留意点】

腎臓病等食事制限者向け低タンパク質食品のような特殊食品は、流通量が少なく市町村内で即時入手できないので、道路の寸断等により市町村外から入手できない場合を考慮し、  
 ・個人備蓄の啓発を推進するとともに、入手困難な物資については市町村で必要最低量を備蓄する、  
 ・市町村内の医師会・栄養士会等と連携をとり、特殊食品が必要な者向けに、既存の備蓄食品での献立例の検討を行う、  
 などの対応が考えられる。

### 4. 配布体制の構築

- 災害時要援護者に対して、食品や生活必需物資を迅速かつ確実に配布できる準備を行う。
  - ①避難所に備蓄
  - ②市町村備蓄倉庫に備蓄⇒確実に配送するため各避難所への配送責任者を明確化する。
  - ③流通備蓄による調達⇒発災時に想定必要数量を即時に調達する。

#### 【留意点】

- 避難所では、管理栄養士等を通じて、提供可能な特殊食品の周知及びニーズの申出を促すなど、特殊食品が必要な者に行き渡るようにする必要がある。
- 流通備蓄については、
  - ・確実に調達するため、災害の状況に応じたフレキシブルな配送手段を想定した協定締結企業との事前の打合せが必要であり、必要に応じて、輸送関連企業とも協定締結の検討が必要である。
  - ・迅速に避難所へ配布するため、協定企業等から各避難所へ直接配送する手段を事前に検討することも考えられる。
  - ・在庫切れなど不測の事態を考慮し、複数の企業等と協定を締結することが必要であるが、発注及び避難所への配送回数を減らすため、1回の発注で必要な災害時要援護者用食品や物資を全て揃えられるような企業等へ発注することも考えられる。